

宮城県が進める県立精神医療センターの 富谷市への移転計画、並びに4病院再編 構想全体に係る見解(ポイント)

令和5年10月12日
仙 台 市

1

- 県立精神医療センター・東北労災病院の富谷市への移転・合築計画、並びに、名取市への精神科民間病院誘致に向けた公募実施案に関しては、公表以来、患者・家族、宮城県精神保健福祉審議会等から強い反対の声が上がっているとともに、この間の県による一連の対応を問題視する意見も相次いで示されている。
- 本市が9月12日に行った「申し入れ」に対し、9月25日に「県の考え方」が示されたが、その内容は、従来から県が示している考え方等が繰り返されているのみで、センター移転、新病院誘致の必要性について疑問が残る。
- 4病院再編構想全体についても、県が主張する効果を証明する説明が未だなされておらず、これに起因して、県内自治体間には、病院が「来る側」と「去る側」が対立するかのような構図がもたらされている。
- 本書は、これまでの一連の経過を受け、移転計画、並びに4病院再編構想に係る本市の見解を改めて示すもの。県には、趣旨を踏まえ、適切に対応することを強く求める。

2

見解【1】

県は、県立精神医療センターの移転計画に係る協議を一旦休止し、移転の必要性・枠組み・立地場所等について、必要な時間をかけ、再検討すべきである。

3

1 検討の進め方に関する問題

(1) 移転計画立案に際し、患者等の意見が聴取されていない。

■ 県は、患者やその家族、医療関係者などからの意見を十分に聴取しないまま計画を立案し、実行に移そうとしている。

(2) 移転計画立案段階での精神保健福祉関係者による検討がなされていない。

■ 令和元年に「県立精神医療センターのあり方検討会議」でまとめられた報告書では、遠隔地への移転は検討の前提とされておらず、その結果をもって移転計画の根拠とすることは妥当ではない。

■ 県は、改めて精神保健福祉関係者による検討会議を設置するか、県審議会の場合において議論するなど、必要な手順を踏むべきである。

(3) 移転計画に関し、県審議会では否定的な意見が大勢を占めている。

■ 県審議会においては、移転計画について否定的な意見が大勢を占めており、民間精神科病院の誘致公募案については、審議自体行われていない。

■ 県は、このような事態を重く受け止め、移転計画を無理に推し進めるのではなく、丁寧な説明を行い、時間をかけて審議を尽くすべきである。

4

2 富谷市への移転の必要性に関する疑問

(1)精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに深刻な影響を与える。

- 県は令和5年2月に、センター移転後の県南の患者の通院先として、名取市内に整備予定の新病院に「精神科外来機能」を設置するとの考えを示した。
- その後、外来機能だけでは不足とする指摘を受け、8月には名取市に「入院外来機能」を備えた民間精神科病院を誘致する旨を公表し、さらに今月には、誘致ができなかった場合、名取市内に「センター分院」を設置することにも言及するに至っている。
- 一連の経過をみると、県は、センターの移転計画を立案する段階で、患者や精神保健福祉分野の有識者等の意見を十分に聴取しておらず、「にも包括」に与える深刻な影響を把握できていたのか疑問が残る。
- センターを中心とした「にも包括」は、センターと患者支援者が長い年月をかけ、地域の理解を得ながら作り上げてきた「コミュニティ」と言えるものであり、それを崩壊させるようなことがあってはならない。

5

2 富谷市への移転の必要性に関する疑問

(2)富谷市に移転・合築する必要性及び合理性が確認できない。

県が掲げる、富谷市移転・東北労災病院との合築の必要性

○富谷市明石台地区の移転候補地は、県の中央部に位置し、県内各地からの道路ネットワークによるアクセスが良いこと。

⇒ 道路ネットワークよりも公共交通機関によるアクセスが重要である。

- 通常の外来診療においては交通機関によるアクセスが重視され、センターを日頃利用している患者にとっては時間的、金銭的負担が大きくなり、通院自体の継続性が担保されない状況は望ましくない。

○名取市内には移転候補地は見当たらず、センターの早期の建替えには造成済みである富谷市明石台地区が適地と考えられること。

⇒ 患者への影響を総合的に勘案して慎重に検討を行うべきである。

- センターの移転候補地について、審議会委員等から具体的な代替案が提案されており、名取市内を中心に構築されている「にも包括」への影響を十分に考慮し、その立地については慎重に検討すべき。

6

○東北労災病院と合築することにより、身体合併症のある患者が救急搬送された場合、労災病院側で処置した後、速やかに精神病院側に引き継ぐことなどによる対応が可能であること。

⇒ 身体合併症への対応の必要性や具体的な手法について改めて検討すべきである。

■県の計画では、県内にどの程度の身体合併症対応ニーズがあり、それに再編後どれだけ対応できるのかといった具体的な見込みが示されていないことから、移転・合築の必要性について評価することが困難である。

■経営主体の異なる東北労災病院とセンターの「合築」の形で身体科と精神科の緊密な連携が求められる身体合併症対応を行うこと、救急患者の受入れの場面において円滑に対応することは非常に困難であると考えられ、実効性に疑問がある。

7

見解【2】

県は、4病院再編構想全体について、性急に事を進めることなく、各政策医療に与える影響等を詳細に分析の上、結果を明らかにしながら、慎重かつ丁寧な検討を行うべきである。

8

1 再編構想の目的・効果に関する問題

(1) 政策医療の課題解決に向けた根拠や裏付けが確認できない。

- 救急医療については、現場の実情を反映しているとは言い難い見通しを根拠に「受入能力の向上を図る」としたままであり、精神医療に関しては、将来のあるべき姿が整理できていないと判断せざるを得ない。
- 県は、政策医療の課題解決に向け本構想を推進する必要がある、と主張するが、現場のヒアリングや実態に即したシミュレーションに基づく根拠や裏付けを持って立案し、関係者との協議を進めてきたのか疑問である。

(2) 医療提供体制や市民生活への影響、それに対する県の対応が明らかになっていない。

- 県は、必要な情報開示を行うことなく病院の移転等を推し進めようとしている。このまま基本合意がなされれば、患者やその家族等の不安や懸念が解消されないまま既存の病院がなくなる方針が決定されることになる。

(3) 4病院再編の枠組みを維持すべき理由が確認できない。

- 県は、名取市へ民間精神科病院を公募により誘致する案を提案し、「4病院」による再編案を「5病院」「6病院」による再編案に変更する対応を行っている。
- 当初の構想について、必要性や妥当性、合理性が確認できていない中、再編の枠組みについても改めて検討を加え、その結果を踏まえ、必要な対応を行うべき。

9

2 再編構想の進め方に関する課題

(1) 期限設定により、検討にかかる時間をあらかじめ区切るべきではない。

- 県は、センターの移転・合築にかかる協議を、期限を設定して進めている。
- 県は、どのような考え方、経過の下で協議に期限を設定したのか明らかにするとともに、関係者と各課題の重要度や優先度について改めて議論を行い、県民、関係者などの共通の理解の下で検討を進めるべき。

【参考】 東北労災病院と宮城県立精神医療センターの移転・合築に向けた協議確認書(令和5年2月20日)

第1条 甲(独立行政法人労働者健康安全機構)と乙(宮城県)は、(中略)、次条から第5条までの内容その他必要な事項について、地方独立行政法人宮城県立病院機構と両病院を加えて協議を行い、令和5年度中に、両病院の移転・合築について合意(以下「令和5年度合意」という。)を目指す。

第7条 令和5年度合意に至らないときは、甲乙協議の上、本確認書を解除できるものとする。

(2) 十分な時間をかけ、丁寧なプロセスを経るべきである。

- 今般、移転計画を巡り、県議会や県審議会など公開の場で活発な議論が行われたことにより、本市が示してきた疑問や懸念が大きな課題となることが表面化した。
- 他の政策的医療の各分野に関しても十分な時間をかけ、掘り下げた検討を行うことで、課題が明白になり、今後の医療政策にとってプラスになると考えられる。

10